

四国中央市内の一般貨物自動車運送事業者の皆さま

燃油及び資機材価格の高騰による経費の増加のほか、物流の2024年問題の影響を受け、事業運営に支障が生じている一般貨物自動車運送事業者に対し、支援金を支給します。

(燃油価格高騰対策一般貨物自動車運送事業者支援金支給事業)

支給対象者

- ◎令和7年1月1日時点で市内において本店、支店、営業所又は事業所の営業を開始している法人又は個人で一般貨物自動車運送事業を営む者（霊柩事業は除く。）
- ◎市税等の滞納（猶予を除く。）がない者
- ◎暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないもの
- ◎支援金の支給を受けた後も市内において事業を継続する意思がある者



支給対象車両

市内の営業所に配置登録された下記要件を満たす車両で、令和7年1月1日（基準日）時点で自動車検査証が有効期間内にあり、かつ支給対象者が所有権又は使用权を有する車両

（被けん引自動車は除く。）

対象車両

事業用自動車（緑ナンバーのみ）

※自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「事業用」の記載があるもの。

※基準日に車検切れの車両（自動車検査証の有効期間の満了する日が令和6年12月31日以前の車両）及び登録されていない車両（自動車検査証の登録年月日が令和7年1月2日以降の車両）は支給対象車両とはなりません。

支給額

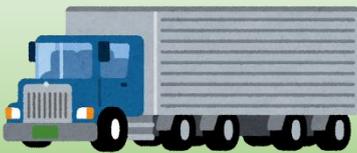
◎普通自動車・・・30,000円/台

◎小型自動車・・・20,000円/台

※車両区分は、道路運送車両法の規定によります。

※自動車検査証の「自動車の種別」欄をご確認ください。

※被けん引自動車（トレーラー）は、対象車両ではありません。



申請受付期間：令和7年4月1日～令和7年6月30日【当日消印有効】

※必要書類については、裏面をご参照ください。



<必要書類> すべての書類が整ったことを確認のうえ、提出してください。

① 支援金支給申請書（様式第1号）

② 支給対象車両一覧 ※指定様式

③ 誓約書

④ 一般貨物自動車運送事業の許可書（認可書）の写し *1

⑤ 一般貨物自動車運送事業許可申請書又は直近の事業計画変更届の写し *1

※下記のア～オが確認できる部分をご提出ください。

ア 事業者の氏名又は名称

イ 事業種別

ウ 営業所の名称及び位置

エ 令和7年1月1日時点での事業用自動車の届出車両数

オ 令和7年1月1日時点での運輸開始状況

⑥ 全ての対象車両の自動車検査証（車検証）の写し

令和7年1月1日時点で、支給対象者が所有権又は使用権を有することが確認できるものをご提出ください。

なお、基準日以降に車検を受けた対象車両については、申請日時点で有効期間内にある車検証を提出してください。

⑦ 市税の納付状況等確認同意書

⑧ 本人確認書類

【法人の場合】

・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（商業・法人登記）

法務局で交付請求をしてください。（有料）

【個人の場合】

・本人確認書類（住民票、マイナンバーカード等）の写し

⑨ 支援金支給請求書（様式第4号）

⑩ 振込口座の通帳等の写し（申請者と同一名義であること）

表紙を開いた見開きのページをコピーし提出してください。

⑪ チェックリスト

提出前にチェックリストで提出書類に漏れがないか確認をしてください。

当該申請に係る担当者の氏名及び連絡先（日中に連絡がつく電話番号）の記入をお願いします。

*1… ④・⑤の書類を提出できない場合は、市指定様式の「貨物自動車運送事業証明願」に四国運輸局愛媛運輸支局長が証明することで、代替書類として提出することができます。

取得手順につきましては、市ホームページをご覧ください。

■提出書類の様式については、市ホームページからダウンロードが可能です。

市ホームページのトップページにある『記事 ID 検索』欄に、記事 ID「47574」をご入力いただきますと該当ページを開くことができますので、ご活用ください。

申請手続

【申請方法】郵送又は持参

《提出先》四国中央市役所 3階 産業支援課

《郵送先》〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

四国中央市役所産業支援課商工労政係 行

【お問合せ先】四国中央市経済部産業支援課

T E L : 28-6186 F A X : 28-6242

E-mail : sangyoushien@city.shikokuchuo.ehime.jp



※詳しくはホームページ
をご覧ください。
記事 ID : 47574